

○農林水産省告示第三百六十八号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十五に基づき、昭和五十年七月五日農林省告示第六百九十三号(フィリピン共和国産マニラスパー種のマンゴウの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(イ)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動植物」に改め、同(ロ)の(ア)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(ロ)を削る。

六中「そのこん包の三面以上に」を「そのこん包には、」に改め、六を七とする。

五の(ロ)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(イ)の検査及び四の消毒が的確に行われたことが植物防疫官により確認されること。

正 誤

ページ段 行 誤 正

平成九年三月十二日(号外第四十五号)

同日(同号外)農林水産省告示第三百六十八号
(フィリピン共和国産マニラスパー種のマンゴ
ウの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める
件の一部を改正する件)
(原稿誤り)

五七一 一四別表二

別表一